

佐久市人材バンクについて

○佐久市の登録人数目標

佐久市役所、スポーツ少年団指導者、公民館学習グループ、佐久アーティストバンク、学校部活動関係者（顧問・外部指導者・部活動指導員）などから、200名程度の登録を目標とする。

○運営体制予定

- ・本協議会事務局に設置し、指導者の登録・各運営団体とのマッチングを行う。
- ・R7年度より、コーディネーターを任用予定。コーディネーター業務としては、人材バンクの運営のほか、学校や関係団体との連携調整、競技・活動ごとの部会の運営などを想定している。

○コンプライアンス研修会の開催

- ・令和7年度に、年2回程度のコンプライアンス研修会の開催を予定している。
（9月29日開催の剣道指導者対象コンプライアンス研修会では、本協議会の原会長が講師となり指導者への研修を実施）
- ・佐久市主催での開催のほか、長野県による指導者研修やJSPOホームページで公開しているハラスメント防止動画を活用し、指導者のコンプライアンスへの意識を高める。

○長野県の状況

- ・「信州地域クラブ活動指導者リスト」を作成、地域クラブ活動の指導者及び安全な活動を見守っていただける地域の協力者の登録を募集している（資料4-2）。指導・協力希望者と県内の市町村と地域クラブをつなぐマッチングツールとして、指導者不足解消のために活用される予定。
- ・佐久市でも、長野県と連携しながら人材確保を進めて行く。

○ポスターについて

- ・年度内にポスターを作成、配布予定。市役所、教職員をはじめ、商工会議所、青年会議所など民間団体へも協力を依頼していく。

○登録手続について

- ・県の指導者リスト登録用紙や他市事例を参考に様式を作成するほか、運用方法を確立する。

○今後の予定スケジュール

	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4～
人材 バン ク			■人材バンクの周知			
					■登録受付	
					■コンプライアンス等研修の準備	
					■ポスター配布	
					■人材バンクへの協力依頼 （事業所等）	
	■ポスター素案作成	■ポスター印刷発注				

地域クラブ活動指導者

信州地域クラブ活動指導者リスト

及び

安全な活動を見守って
いただける地域の皆様**募集！****あなたも地域クラブで
活躍してみませんか**

「子どもの健全な成長をサポートしたい」情熱をもつ方

詳しくは、信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱をご覧ください。

登録者には、県内のスポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供や
オンラインによる研修（無料）を実施いたします

※ 既に地域クラブで指導・協力していただいている方もご登録いただけます

指導者・協力者 登録はこちら長野県教育委員会は、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の
環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末
を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています

【 信州地域クラブ活動指導者リスト お問合せ先 】

【スポーツ関係】

保健厚生課 学校体育係

電話 026-235-7448

FAX 026-234-5169

E-mail sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

【文化・芸術関係】

学びの改革支援課 義務教育指導係

電話 026-235-7434

FAX 026-235-7495

E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp



学び応援キャラクター

「信州なび助」

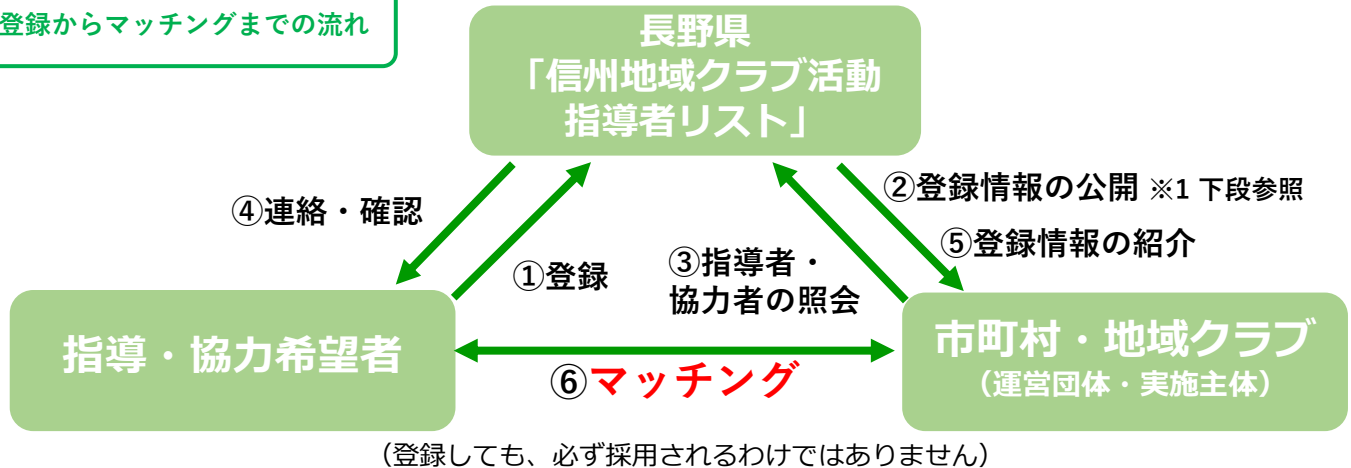
©長野県教育委員会

信州地域クラブ活動指導者リストについて

長野県では、令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に沿って、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校の部活動の地域クラブ活動への移行を進めています。

信州地域クラブ活動指導者リストは、今後、地域が主体となって推進する地域クラブ活動への移行を進めるための支援策であり、指導者として、また安全な活動を見守っていただける地域の皆様と地域クラブをつなぐマッチングツールです。

登録からマッチングまでの流れ



指導者リストQ & A

Q. 誰でも登録できますか？

A. 18歳以上の方であれば、指導者資格や指導歴がなくても登録可能です。
詳しくは「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」をご覧ください。

Q. 登録の対象となる活動（競技種目や文化芸術活動）は、決まっていますか？

A. 登録する活動は特に限定いたしません。スポーツや文化芸術活動に関する活動で、地域の部活動にはない活動やレクリエーション的な活動など幅広い活動を想定しています。また、指導ではなく、子どもたちの活動を見守っていただける方もご登録ください。

Q. 指導者として採用された場合、指導報酬等はどうなりますか？

A. 報酬額や交通費は、運営団体・実施主体等の規定によります。

Q. 指導者・協力者への研修（無償・オンライン）とは、どのような内容ですか？

A. コーチングの基本、ハラスメント防止をはじめ、スポーツ医科学や心理学等、多面的な内容を想定しています。

○ 登録いただいた情報は、指導者や協力者を求める県内の市町村（県立学校含む）、地域クラブへ情報共有させていただきます。目的外での使用は一切いたしません。

※1 公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとなります。



↑ 設置要綱

「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録用紙

この登録用紙に入力いただいた個人情報、長野県内の市町村教育委員会等に情報提供する等、「信州地域クラブ活動指導者リスト」に係る業務の円滑な遂行のためのみに利用します。その他の目的で利用することはありません。

また、入力前に必ず「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認してください。

・「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認しました。	☐ （□の中に✓を入力）
・私は、「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」第3条の登録要件を全て満たしています。	☐ （□の中に✓を入力）
・個人情報の取扱いに同意します。	☐ （□の中に✓を入力）

氏 名		性別	
フリガナ			
住 所	〒		
電話番号			
E-mail			

指導・協力可能地域【10広域】（複数回答可）				
☐ 北信地域	☐ 長野地域	☐ 佐久地域	☐ 上小地域	☐ 大北地域
☐ 松本地域	☐ 木曽地域	☐ 諏訪地域	☐ 上伊那地域	☐ 飯伊地域

指導・協力可能市町村（複数回答可）（例）〇〇市、▲▲町、□□村

指導者・協力者の選択	☐ 指導者	☐ 協力者
既に地域クラブ活動で指導している方	☐ （□の中に✓を入力）	

指導可能種目（複数回答可）（例）陸上競技、サッカーダンス、書道、等

指導者資格等の有無（例）コーチ1(JSPO)、C級ライセンス(サッカー)

指導・協力対象年代（複数回答可）	☐ 中学生	☐ 高校生
------------------	------------------------------	------------------------------

指導・協力可能レベル（複数回答可）	☐ 初級	☐ 中級	☐ 上級
-------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

指導・協力可能曜日と時間（複数回答可）

☐ 土曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 日曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 月曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 火曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 水曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 木曜日	時 分 ～ 時 分
☐ 金曜日	時 分 ～ 時 分

備考欄 （その他、伝えておきたいこと）	
------------------------	--

信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域連携や地域移行の推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を市町村・市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「信州地域クラブ活動指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、指導者リストに登録した者を「指導者・協力者」という。

（登録の要件）

第3条 指導者・協力者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導・協力等が可能な者で、次の(1)～(3)の条件の全てを満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導・協力等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条^{※1}及び学校教育法第9条^{※2}の欠格条項並びに長野県暴力団排除条例第2条の定義^{※3}に該当しないこと

（運用の方法）

第4条 指導者リストに登録を希望する者は、次のいずれかの方法により登録するものとする。

- (1) 信州地域クラブ活動指導者リストに記載されたチラシの2次元コードから登録フォームへの入力
- (2) 長野県教育委員会ホームページ内に掲載する登録フォームへの入力
- 2 長野教育委員会は、登録内容を確認の上、指導者リストへ登録する。その際、登録した旨を指導者・協力者へメール連絡する。
- 3 長野県教育委員会は、市町村等に対して指導者・協力者の登録情報を公開する。その際、公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとする。
- 4 長野県教育委員会は、市町村等からの照会を受けた際は、指導者・協力者に了解を得た上で、市町村等に対し、詳細な情報を提供する。
- 5 市町村等は、指導者リストの中から指導者等を任用する場合は、当該者へ直接連絡し、報酬や交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行った上で面接等の選考方法によって決定する。
- 6 市町村等は、指導者リストの中から任用した場合や任用した指導者・協力者が辞任した場合は、長野県教育委員会へその旨を連絡する。
- 7 長野県教育委員会は、市町村等から任用や辞任について連絡を受けた際は、指導者リストの情報を更新する。
- 8 指導者・協力者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに長野県教育委員会に連絡する。
- 9 指導者・協力者として不適格と認められる行為があった場合、長野県教育委員会は、当該指導者・協力者の登録を取り消すことができる。

（研修）

第5条 長野県教育委員会は、指導者・協力者の資質の向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

（事故）

第6条 指導等に伴い発生した事故及び損害については、長野県教育委員会は責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第7条 登録した個人情報については、市町村等に情報提供する等、指導者リストに係る業務の円滑な遂行のために用い、長野県教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、長野県教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）11月15日から施行する。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

- 1 禁固以上の刑の処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※3 長野県暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び次条第2項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(仮称) 佐久市人材バンク がスタートします

地域の 指導者の方を 大募集！

佐久市では、令和7年度末までに**休日部活動**が
地域クラブへと地域移行されていきます。
生徒の活動継続のため、
地域指導者の皆様の力が必要です！



指導してみたいと思ったら？

- 人材バンクにまずは登録！
各地域クラブや中学校からの要請によりマッチングします。
- 指導には、コンプライアンス等研修の受講が必須となります。



活動場所や謝金は？

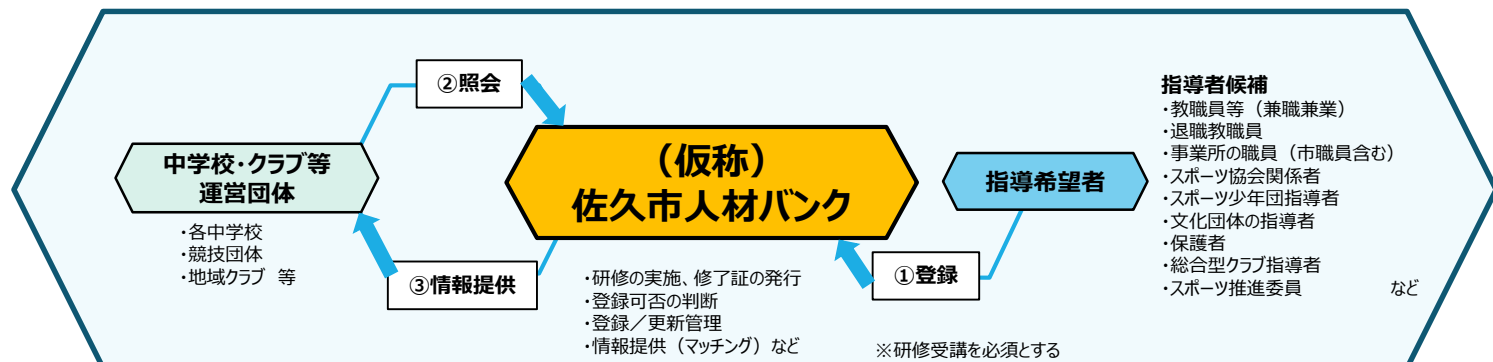
- 各競技・活動、また中学校により活動場所は様々です。
謝金や活動日（休日）などの条件は、直接運営団体と調整となります。



どんな体制なの？

- 人材バンクの体制イメージは下図のとおりです。人材バンクに登録することで、運営団体から照会があった際にご紹介します。

※登録しても、必ず採用されるわけではありません。



↓↓↓少しでもご興味のある方は、まずは登録からどうぞ↓↓↓

【お問い合わせ】
佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議
（事務局 佐久市教育委員会）
スポーツ課：0267-62-4004
taiiku@city.saku.nagano.jp

文化振興課：0267-62-5535
bunkasinko@city.saku.nagano.jp

【登録方法】
○オンライン登録：
左のQRコードより必要事項を入力
○書面登録：問い合わせ先まで提出

QR
コード